

令和7年3月19日

## 令和6年度第4回資産運用委員会議事要旨

**【開催日時】**令和6年12月24日（火）14：00～16：00**【開催場所】**勤労者退職金共済機構9階A・B会議室**【出席者】**玉木委員長、黒木委員長代理、大野委員、菅原委員、馬庭委員

※菅原委員は、WEB会議システムにより出席。

**【議事要旨】****1. マネジャー・ストラクチャー見直しについて（報告事項）**

事務局より、マネジャー・ストラクチャーの現状や検討ポイントについて報告・説明があり、了承された。

**2. 令和6年度責任投資活動について（スチュワードシップ活動報告会）（報告事項）**

事務局より、令和6年度責任投資活動について以下のとおり報告・説明があり、了承された。

- 当機構のスチュワードシップ活動は、大手金融機関及びそのグループのトップ等との面談と、運用受託機関によるスチュワードシップ活動報告会の二層構造で実施している。うち、今年度9月に実施したスチュワードシップ活動報告会について報告する。

- 株式については、実施体制が整備されていることや、議決権行使基準の改定、エンゲージメントの内容や管理手法の高度化に引き続き取り組んでいることを確認した。昨年度と比較すると、パッシブ運用において自然資本や人権といったテーマへの取り組みを積極化する動きがみられた。エンゲージメントの成果については、PDCA管理を導入し、高度化する運用受託機関が増えている。一方、社外取締役との対話頻度は現状多くないと認識したが、取締役会の有効性向上の観点から引き続き注視していく予定である。

- 債券については、昨年度から報告会を実施している。活動の目的は、株式同様、中長期視点での企業価値向上への貢献であることを確認した。

**3. その他****(1) 資産間リバランスについて（報告事項）**

事務局より、合同運用資産における資産間リバランスの実施について報告が行われ、了承された。資産間リバランスの事由と内容は下記のとおり。

- 10月末時点で、外国株式の資産構成割合が乖離許容幅の上限を超過した。このため、

リバランスルールに則り、外国株式の資産構成割合を引き下げるオペレーションを実施した。

- ・具体的には、外国株式を一部売却し、その資金を国内債券の購入に充てた。売買はいずれもパッシブファンドから行った。

(2) 自家運用における保有銘柄について 〈報告事項〉

事務局より、自家運用における保有銘柄について点検した結果の報告・説明が行われ、了承された。

(了)